

「荒川河川整備計画（骨子）」について、関係都県からいただいたご意見

- ① 第 1 回荒川河川整備計画関係都県会議 議事録
- ② 第 2 回荒川河川整備計画関係都県会議 議事録
- ③ 追加意見等

国土交通省関東地方整備局

①

第 1 回 荒川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより荒川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

一番上に資料目録という 1 枚がありまして、めくっていただきますと、議事次第、それから配席図、それから、規約（案）というものが資料 1 でございます。それから、その下に資料 2 で、A 3 判の横置きで荒川の現状と課題という資料、そして資料 3 ということで、当面の進め方というものが本資料でございます。

その下に、参考資料の 1 と 2 ということで、参考資料 1 が、河川法の抜粋、それから参考資料 2 が、荒川水系の河川整備基本方針の写しでございます。

配付漏れなどがございましたら、お知らせいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より、一言御挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長、泊でございます。

本日は、ご多忙の中「荒川河川整備計画関係都県会議」に御出席いただきありがとうございます。

まずは、我々から「会議の設置について」、「規約（案）」についてお諮りさせていただきます。

その後、御了解いただいた規約に基づいて、以後の会議を公開とし、報道関係者の皆様に入室頂くとともに、別室での中継映像による傍聴を開始した上で、改めて挨拶をさせて頂き、本日の議題であります「荒川の現状と課題」、「当面の進め方」についてお示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日は、どうぞよろしくお願い致します。

2. 規約について

○河川調査官

それでは、議事次第の2番目でございます。

最初に、本日の本会議の規約についてお諮りをさせていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願い致します。

○河川計画課長

河川計画課長の西田です。

それでは、規約について御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

資料1の荒川河川整備計画関係都県会議規約（案）というものをお手元に御用意ください。

規約（案）を読ませていただきます。

（名称）

第1条 本会は、「荒川河川整備計画関係都県会議」と称する。

（目的）

第2条 会議は、荒川水系荒川河川整備計画の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、別紙で構成される。

1 枚めくっていただきますと、別紙として、この荒川河川整備計画関係都県会議の構成、埼玉県県土整備部長、東京都建設局長、それから国土交通省関東地方整備局河川部長としております。

戻りまして、第3条の2でございますけども、関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。

3 関係都県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。

4 関係都県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 原則として報道機関を通じて公開するものとし、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開をすることが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

一般最後、附則でございます。

以上でございます。

○河川調査官

ただいまありました荒川河川整備計画関係都県会議規約(案)につきまして、御異議がございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

よろしいですか。

それでは、異議なしということで、規約につきましては、原案のとおりとさせていただきます。

それでは、御了解をいただきました規約に基づきまして、以後の会議を公開とさせていただきます。

報道関係の皆様にご入室をいただくとともに、別室へ中継映像の配信の作業を行いますので、しばらくそのままお待ちください。

(報道関係者入室)

○河川調査官

それでは、皆様、大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

先ほど、構成員の皆様と規約について決めましたので、引き続き、荒川河川整備計画関係都県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開についてお知らせしておりますけれども、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、本日の御出席者の御紹介をさせていただきます。

まず、埼玉県県土整備部長、柳沢一正様でございます。

○埼玉県県土整備部長

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

東京都建設局長の代理で、河川部長の中島高志様でございます。

○東京都技監（建設局長兼務）代理

中島です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局でございます。

河川部長の泊です。

○河川部長

泊です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川計画課長の西田です。

○河川計画課長

西田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川環境課長の徳道です。

○河川環境課長

徳道です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川管理課長の横坂です。

○河川管理課長

横坂でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○河川調査官

水災害予報センター長の津久井です。

○水災害予報センター長

津久井でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

荒川上流河川事務所長の河村です。

○荒川上流河川事務所長

河村です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

荒川下流河川事務所副所長の新井です。

○荒川下流河川事務所副所長

新井でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

二瀬ダム管理所長の本戸です。

○二瀬ダム管理所長

本戸でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の小島でございます。

今回、傍聴会場の中継などのために、本会場内でビデオカメラ等による撮影を行っておりますので、御了承ください。

また、取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴に当たっての注意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますように、よろしくお願いいたします。

3. 挨拶

○河川調査官

それでは、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より御挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長、泊でございます。

改めまして、本日は、ご多忙の中「第1回荒川河川整備計画関係都県会議」に御出席いただきありがとうございます。

この荒川では、（平成9年の河川法改正を受け）平成19年に荒川水系河川整備基本方針が定められ、その後、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

皆様ご存じのように、荒川は、甲武信ヶ岳に源を発し、埼玉県中央部、東京都都市部を流下し、東京湾に注ぐ一級河川です。

中流部から下流部にかけて高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、わが国の政治・経済の中核を支える重要な河川です。

また、荒川水系の河川が有する水と緑の空間は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育み、首都圏住民に憩いと安らぎを与える貴重な場となっており、荒川水系の治水・利水・環境についての意義はきわめて大きいといえます。

荒川の流域は埼玉県、東京都にまたがり、河川整備計画の策定にあたっては、広域的な治水バランスなどについて調整が必要となります。

そこで、私ども国土交通省関東地方整備局では、荒川水系荒川河川整備計画の策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「荒川河川整備計画関係都県会議」を設置することと致しました。

本日は、「荒川の現状と課題」と「当面の進め方について」をお示しいたします。

皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日は、どうぞよろしくお願ひ致します。

○河川調査官

まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは、議事を進めたいと思います。

初めに、先ほど資料の1でございます都県会議の規約を改めお配りしておりますけれども、附則の施行日のほうが抜けておりますので、この規約は、平成27年2月9日、本日から施行するという御記入いただければと思います。申しわけございません。

4. 荒川の現状と課題

○河川調査官

引き続き、議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事次第の4、荒川の現状と課題、それから、5、当面の進め方について、一括して説明を申し上げます。

○河川計画課長

河川計画課長の西田でございます。

それでは、荒川の現状と課題について御説明させていただきます。

資料2、A3の横の資料をお手元に御用意ください。

1枚めくっていただきまして、1ページから6ページは、流域の概要をお示ししております。

1ページの左上にお示ししておりますとおり、荒川は、我が国の政治・経済の中核機能を有します首都東京を貫流する一級河川でございます。流域の資産は180兆円にも及びます。

右上に降雨特性をお示ししておりますが、流域の平均降水量は全国平均と比べて少なく、流域の上流部は多雨傾向にあります。

右下に河道特性をお示ししておりますが、中流部は大きな高水敷を有しております。

1枚めくっていただきまして、2ページでございますけれども、2ページは、氾濫域の概要をお示ししております。

荒川の下流域は、左上にもお示ししておりますとおり、流域の急激な市街化に伴いまして、河川沿川の土地利用も高密度に進展しております。

また、右上にお示ししておりますけれども、昭和20年代ごろから地下水のくみ上げ等が原因で地盤沈下が顕在化しております。現在は、地下水のくみ上げ規制により収束化傾向でございますけれども、最大で4.5m沈下しているところもございます、下流沿川にはゼロメートル地帯が広範囲に広がっています。

また、右下にお示ししておりますけれども、地下鉄・地下街などの地下空間も多数存在しております、荒川下流域は水害に対して脆弱でございます。そのため、荒川が氾濫した場合は、甚大な被害が発生します。

1枚ページをめくっていただきまして、3ページは、荒川の洪水の氾濫特性をお示ししております。

左の図は、過去の氾濫の状況をお示ししております。右の図は、荒川浸水想定区域図でございます。

氾濫する場所により特性が異なります。入間川合流点下流は氾濫水が拡散する拡散型、合流点上流の左岸は大宮台地を回って東京まで氾濫が及ぶ広域拡散型、右岸は氾濫水が自然にとまる拡散貯留型、それ以外は山付きや支川堤防で氾濫水がとまる貯留型の氾濫特性を有しております。

1枚めくっていただきまして、4ページは、自然環境の概要をお示ししております。

上流部は、山間溪谷の自然と岩畳状の河川景観を有しております。

中流部は、熊谷市から上流は砂礫河原が広がり、瀬・淵が形成されております。熊谷市から下流は広大な高水敷に残る旧流路と湿地、それから河畔林が点在しております、多様な生物の生息・生育環境を有しております。

下流部は、ヨシ原・干潟が形成されております、都市域の貴重な自然空間となっております。

入間川等の支川は、連続して分布するヨシ・オギ群落や砂礫河原等の多様な自然環境が形成されております。

1枚めくっていただきまして、5ページでございますけれども、5ページは、荒川に生息しております動植物をお示ししております。

さらに1枚めくっていただきまして、6ページは、河川空間の利用の概要をお示ししております。

右側に利用の状況を写真でお示ししていますように、首都圏近郊の豊かな自然環境や都市部における貴重なオープンスペースとして、多くの人に多目的に利用されているとともに、レクリエーションや物資の輸送など、水面も盛んに利用されております。

1枚めくっていただきまして、7ページは、水環境（水質）の概要をお示ししております。

本川・支川ともに近年は、環境基準をおおむね満足しております。

1ページおめくりください。

8ページは、改修の変遷をお示ししております。荒川の治水の基本思想は、上・中流部で洪水を溢れさせ、下流部の江戸・東京を防御することとして昔から治水対策を進めてきました。

江戸時代以前は、上流・中流部は、連続堤防築造せずに、洪水時には氾濫させ、集落を堤防で囲む大囲堤の整備等の家屋形態をとりまして洪水に備えてまいりました。

下流部は、日本堤、隅田堤の築堤により河道漏斗状として、江戸より上流で洪水を溢れさせ、江戸を守ってきました。

江戸時代には、大都市江戸の発展のため、木材等の運搬するルートの確立のために久下地先において新川開削し、荒川を和田吉野川へ西遷しました。

明治時代には、市街化が進行したことにより、築堤が困難であったことから、岩淵地点から河口に至る約22キロの放水路を開削しました。

1ページおめくりください。

9ページをごらんください。大正時代には、荒川の中流部で堤防整備や蛇行していた低水路の直線型は捨て、遊水機能を高めるための横堤の整備を行う治水対策を進めてきました。

1ページおめくりください。

10ページは、主な洪水とこれまでの治水対策をまとめたものをお示ししております。

明治43年の洪水を契機に、荒川改修計画を策定し、以後、たび重なる計画流量以上の洪水の発生や隅田川沿川の都市化の進展を踏まえまして、昭和48年に工事実施基本計画を改定しました。

さらに、平成9年の河川法改正に伴い、平成19年3月に河川整備基本方針を策定しまし

た。

1枚おめくりください。

11ページは、河川整備基本方針の概要をお示ししております。

左上になりますが、河川整備基本方針の計画規模は、200分の1でございます。

基準地点の岩淵地点の基本高水ピーク流量は1万4,800トン、そのうち7,000トンを河道で流下させ、7,800トンを洪水調節施設で対応する計画でございます。

この河川整備基本方針に従い、河川荒川下流部の治水安全度の着実な向上を図るために河道内調節池など、洪水調節施設の整備を重点的かつ計画的に進めることを基本とするとともに、上下流・本支川・左右岸バランス、それから緊急性等を踏まえながら適切に実施してまいります。

1枚おめくりください。

12ページは、堤防の整備状況をお示ししております。

下流部の堤防は、おおむね計画断面が確保されておりますが、一部高潮堤区間、それから橋梁部等で堤防の断面不足の箇所がございます。

中流部については、断面不足の箇所が多く、上下流のバランスを踏まえ整備が必要でございます。

また、支川については、平成11年の出水を契機に緊急的に行った事業により整備が進みましたけれども、一部上流、樋管部等で断面不足の箇所がございます。

1枚おめくりください。

13ページは、洪水調節施設の整備状況をお示ししております。

荒川は、下流に首都圏を抱えておりまして、氾濫による被害を軽減するためには、中上流部で洪水をためることが効果的でございます。中央の図で、青四角で囲んでおります上流の二瀬ダム、浦山ダム、滝沢ダム、それから、中流部の第一調節池の4施設が既に供用しております。

1枚おめくりください。

14ページは、大規模地震時の被害想定をお示ししております。

中央防災会議首都直下検討ワーキングの「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」によりますと、首都直下のM7クラスの地震は今後30年間に70%の確率で発生するとされております。

しかし、荒川の下流部周辺は多くの木造住宅密集地域を抱えておりまして、ゼロメートル

ル地帯や多くの地下空間が存在します。

荒川の河川管理施設は大規模地震により被災する可能性があり、河川管理施設の重要度に応じた耐震対策を講ずる必要があります。

また、被災した河川管理施設の復旧の遅れは、低地への津波浸水や治水安全度の低下を招くだけでなく、ライフラインや交通・通信施設等の機能復旧に支障をきたすため、河川として緊急用輸送ネットワークを確保する必要があります。

1枚おめくりください。

15ページは、河床の変動状況をお示ししております。

下流部では、浚渫による河床低下や地盤沈下による河床低下などが見られておりますが、近年は安定傾向でございます。

1枚おめくりください。

16ページは、利水の現状と課題をお示ししております。

荒川水系は、農業用水を始めとして、水道用水、工業用水、発電用水等、大量に水利用が行われています。

水道用水は、東京都、埼玉県の約1,500万人に供給されておりますが、その多くは荒川水系及び利根川水系の水源開発施設で開発されております。

今後は、少雨化傾向や少雨・多雨の変動幅が大きくなっていることなど、気候変動を考慮した安定的な利水安全度の確保が必要でございます。

1枚おめくりください。

17ページから19ページは、自然環境についてお示ししております。

17ページは、中上流部についてお示ししております。

砂礫河原が減少して外来種が分布するようになりました。また、砂州が固定化して水衝部が左岸側に偏り、河川構造物が被害を受けるおそれがあるなど、治水面においても課題がございます。

1枚おめくりください。

18ページは、中下流部についてお示ししております。

広大な河川敷で、昭和20年代に見られた旧河道の開放水面が減少傾向にあり、これは河床の低下による冠水頻度の減少等が要因と考えられます。

また、洪水による攪乱・更新がないため、ハンノキ等の河畔林の壮齢樹化が進み、ミドリシジミの食草となる若齢樹が少なくなることにより、河畔林が単純化することが懸念さ

れております。

1枚おめくりください。

19ページは、下流部についてお示ししております。

下流部汽水域のヨシ原は、ヒヌマイトトンボ、オオヨシキリ等の生息場となっており、干潟はトビハゼ、クロベンケイガニ等の汽水生の生物の生息場となっております。

1枚おめくりください。

20ページは、エコロジカルネットワーク構築の取り組みをお示ししております。

河川が上流から下流に至る各地域を連続した空間として結びつけるエコロジカルネットワークの基軸となる役割を果たしていることに鑑みまして、将来にわたって荒川流域の生物多様性を保つために、三ツ又沼のビオトープなど河川内に残された自然地の保全・再生に取り組んでおります。

引き続き、河川内に残された自然地の保全・再生を図りつつ、これら自然地をつないでいくための施策を流域一体となって進めることが必要でございます。

さらに、荒川流域のみならず関東平野を視野に入れた関東エコロジカルネットワークの形成を多様な主体と共同、連携して組むことが必要でございます。

1枚おめくりください。

21ページは、河川利用・地域連携についてお示ししております。

利用については、不法投棄やホームレス等の不法占用、危険・迷惑行為等が問題となっております。

また、自然地等の維持管理について、自治体、NPO、ボランティア等と協議して実施しておりますけれども、参加者の高齢化等により持続可能な維持管理が課題となっております。

1枚おめくりください。

22ページは、今後取り組むべき課題として気候変動についてお示ししております。

I P C Cの第5次報告書によりますと、熱帯低気圧の強度が高まり、激しい降雨の頻度が増大し、海面も今世紀末には、1986年から2005年と比べ、平均海面水位も26から82cmの範囲で上昇する可能性が高いと予測されております。

年最大日降水量が増加し、治水安全度が低下すると予想されております。これらの課題に対して信頼性の高い施設による安全性の確保とともに社会条件の変化の中で地域づくりと一体となった流域における適応策を進める必要があります。

以上で荒川の現状と課題について説明は終わります。

5. 当面の進め方について

○河川計画課長

続きまして、資料3をお手元に御用意ください。

当面の進め方と題している資料でございます。

当面の進め方としては、荒川河川整備計画有識者会議を設置し、開催することとします。

この会議は、資料にもお示ししておりますけども、国土交通省関東地方整備局長が、荒川水系、荒川河川整備計画（案）を作成するに当たり、河川法第16条の2第3項に基づいて学識経験を有する者の意見を聞く場として設置するという趣旨でございます。

第1回は、2月13日に開催いたします。議題は、本日お示ししました荒川の現状と課題等でございます。

委員につきましては、1枚おめくりいただきまして、後ろに委員名簿をつけております。

以上でございます。

○河川調査官

私どもが用意した資料は、以上となります。

それでは、ただいまお示ししました内容に関しまして、何かありましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、御所属とお名前の後に御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。

じゃあ、埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県の県土整備部長の柳沢でございます。

御説明ありがとうございました。

2点、申し述べさせていただきたいと思います。

1点目でございますけども、12ページに堤防の整備状況、それから13ページに洪水調節施設の整備状況について御説明がございましたけども、荒川の治水対策につきましては、

県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題でございます。

さいたま築堤を初めといたしまして、現在継続中の事業につきましては、荒川の流下能力の確保ですとか、堤防の安全性向上の観点から不可欠な事業でございますので、ぜひ引き続き着実に進めていただきたいと思います。

また、先月20日には、国土交通省から、新たなステージに対応した防災・減災のあり方が公表され、例えば、最大クラスの洪水、こういった最悪の事態を想定した対応の必要性ですとか、その方向性などが取りまとめられたところでございます。

御説明にもございましたけども、荒川が氾濫した場合の影響は極めて甚大でございますので、今後の気象変動による影響も考えますと、想定被害はさらに大きなものになるのではないかというふうに思っております。

一番最後に、今後取り組むべき課題と説明がございましたけども、ぜひこういった観点も考慮した上で、計画づくりをお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけども、当面の進め方でございますが、計画づくりに当たりましては、地元の市町村の意見も大変重要でございます。今後、市町村の意見を聞く機会、それから市町村へ十分な説明ができる時間の確保につきましても、あわせて配慮していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○河川調査官

はい、ありがとうございます。

それでは、東京都さんはいかがでしょう。

○東京都技監（建設局長兼務）代理

東京都建設局の河川部長の中島でございます。

私からは3点ほど申し上げさせていただければと思いますが、最初に耐震対策でございます。

14ページのところに、大規模地震時の被害想定ということで出ておりますが、今も国土交通省におかれましては、耐震対策に取り組んでいただいておりますけども、東日本大震災等を踏まえまして、東京都におきましても、こちらに出ていますゼロメートル地帯、東部低地帯と言っておりますけれども、こちらにつきまして、地盤が低いということと、そ

れから、地盤もあまりよくない、強度もよくないということで、いざ地震が発生したときに、堤防で守られている地域ですので大変大きな被害になってしまうということで、この耐震化を今、都のほうでも隅田川ですとか中川ですとか、そうした河川で進めております。

最大級の地震があった場合でも機能を損なわないようにということで、防潮堤ですとか、あるいは水門の対策について取り組んでいるところですが、当然、荒川も東部低地帯を貫く河川でございますので、一体的な対応が必要になるかと思えます。

したがいまして、この整備計画におきましても、耐震対策についてしっかりと位置づけた上で、引き続き取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

それから、2点目ですが、これは気候変動への対応ということで、今、柳沢部長のほうからお話がありましたけれども、22ページにも資料がございますし、また国土交通省におかれましては、新たなステージに対応した防災・減災のあり方ということで対策も示されております。

荒川におきまして、もしも、ここにありますような破堤みたいな状況が生じた場合には大変な被害になるということで、そのための対策、今まで想定されていなかったような雨についても考えるということでございますが、そちらにつきましても、この整備計画の策定の中で議論をしていただき、必要な対策を盛り込んでいただければというふうに思います。

それから、3点目ですが、当面の進め方ということで、荒川につきましても、今申し上げた防災面だけではなくて、緑ですとか、オープンスペースが多いエリアでして、利活用も、かなり都民からされておりますし、また、利水という面でも、荒川に4割を水源として依存しているというような状況もございまして、都にとって大切な河川でございますし、また、整備計画というのは重要な意味を持つ計画だと思っておりますので、今後、整備計画の策定に当たりまして、東京都ですとか、あるいは関係の区ですとか、そうした関係機関への情報提供、説明をしっかりと行っていただき、合意形成をきちんと図った上で策定をしていただくと、そういったプロセスを丁寧に踏んでいただきますようお願い申し上げます。私からの要望ということで3点申し上げさせていただきます。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、都県の皆様から御発言をいただきましたので、ただいまの御発言に関しまして、関東地方整備局のほうから発言させていただきたいと思っております。

まず、埼玉県さんのほうからは、治水安全の向上をさせるための取り組みというところで御指摘をいただきました。

また、東京都さんのほうからは、ゼロメートル地帯等の耐震対策ということで御発言をいただきましたけれども、私ども国土交通省関東地方整備局におきましては、荒川の治水安全度を高めるために、さまざまな取り組み、さいたま築堤というお話もございましたし、河川管理施設の耐震対策等といったところを現在進めてきているところでございます。

この河川整備計画の中では、河川整備の実施に関する事項などを今後定めていくことになるのでございますけれども、そうした事項につきましては、現在実施中のプロジェクトなどの状況を考慮しながら、今後検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、こちら、埼玉県さん、東京都さんのほうから、新たな防災・減災のあり方、新たなステージにおける防災・減災のあり方等のお話をいただきましたし、また気候変動等の影響といったような御指摘もありました。

整備計画の内容に関しまして、そうした気候変動による影響の考慮でありますとか、さまざまなことも考慮しながら、いただいた御発言を踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えているところでございますので、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、進め方ということに関しまして、幾つか御指摘をいただきました。

まず、市区町村さんと連携といいますか、コミュニケーションといったところでございますけれども、日ごろより私どもは、市区町村さんの皆様とは、さまざまな形でコミュニケーションというか、やりとりをさせていただきながら事業管理を進めさせていただいているところでございますけれども、今回、河川整備計画におきましては、正式には御案内のとおり、河川法の第16条の2の第5項に基づきまして、関係都県知事の意見聴取をさせていただく際に、都県知事が意見を述べようとするときには、あらかじめ関係市町村長の意見を聞くということが定められております。

市区町村さんへの意見の聞き方あるいは時期、タイミング等につきましては、また改めて皆様方にお示しをさせていただきたいと考えておりますので、いずれにしても、しっかりと市区町村さんの皆さんともコミュニケーションをとれるような形で進めていきたいと思っております。

そしてまた関係機関も含めた都県の皆様とは、この会議も含めまして、検討内容などにつきまして認識を深めつつ、河川整備計画の策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今後の見通しといった部分の御指摘がありましたけれども、現時点で具体的にスケジュールをお示しするという事は困難でありますけれども、各方面からさまざまな意見に耳を傾けつつ、速やかに策定作業を進めていきたいというふうにかけているところでございますので、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまいただきました御発言に關しまして整備局のほうから述べさせていただきますけれども、何か漏れなり、追加なりがあれば御指摘をいただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、整備局のほうもよろしいですか。

(「なし」の声あり)

6. 閉会

○河川調査官

御発言いただいたということでございまして、特に発言がないということでございますので、これをもちまして、荒川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきたいと思ひます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —

②

第 2 回 荒川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第2回荒川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、記者発表の際に会議の公開をお知らせいたしましたけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

また、本日は、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することといたします。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、別室へ中継映像の配信を行います。よろしくお願いいたします。

それでは、準備が整いましたので、会議を進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料の御確認をさせていただきます。

まず、資料の目録というのが1枚、その下に議事次第、それから名簿、そしてその下に資料の1ということでA3の横でございますけれども、荒川河川整備計画(骨子)と書いた資料が資料の1。

その下に同じように資料の2ということで、こちらは資料の1に行番号のみ追加した資料でございます。

それから、資料の3が縦置きでございます、当面の進め方という資料。

そして最後に資料の4ということで荒川の現状と課題というものでございます。

配付もれなどがありましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より、御挨拶申し上げます。

○河川部長

おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長、泊でございます。

本日は、皆様、大変御多忙な中を、第2回荒川河川整備計画関係都県会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

この会議は、2月9日に第1回荒川河川整備計画関係都県会議を開催いたしまして、荒川の現状と課題、それから当面の進め方をお示しさせていただいたところでございます。

その際、お示しいたしましたとおり、その後の2月13日に第1回荒川河川整備計画有識者会議を開催いたしましたところでございます。

本日は、荒川河川整備計画の骨子と当面の進め方についてお示しさせていただきたいと思っております。

皆様には大変貴重な時間を頂戴いたしますが、本日はよろしく願いをいたします。

○河川調査官

まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは議事に進みたいと思っております。お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

○河川調査官

それでは、議事次第の3でございます。説明をお願いいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の西田です。座って御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、河川整備計画の骨子について御説明をさせていただきます前に、資料4の荒川の現状と課題をお手元に御用意ください。一番下にありますA3の資料でございます。

荒川の現状と課題につきましては、前回の2月9日に開催しました1回目の関係都県会議の場でも御説明させていただいております。

この資料4は2月13日に開催された荒川河川整備計画有識者会議において、委員から出ました御意見を反映しますとともに、誤字・脱字、それから数字誤り等を修正したものでございます。改めての説明は割愛させていただきます。

続きまして、荒川河川整備計画の骨子について御説明をさせていただきます。

骨子の資料としましては、資料1と資料2がございます。資料2は説明時にわかりやすいように行番号を追加しているだけで、内容は資料1と同じでございます。

説明は、この資料2を用いて御説明をさせていただきたいと思います。それでは、資料2をお手元に御用意ください。

2枚めくっていただいて2ページを御覧ください。

2ページは荒川河川整備計画の対象区間及び期間についてお示ししております。中央に計画対象区間を図でお示ししております。いわゆる直轄区間が対象となります。

4行目からは、計画対象期間をお示ししてございます。計画対象期間は概ね30年間でございます。河川整備計画策定後でも必要がある場合には適宜見直しを行います。

次に、1枚めくってください。3ページから5ページは、河川整備計画の目標に関する事項についてお示ししております。

3ページの2行目でございますが、荒川は我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つです。

流域内には人口・資産が集積しており、大規模な浸水時には地下鉄等への浸水など首都圏交通網の麻痺、電気、ガス、通信等の途絶により、市民生活へ甚大な被害が及びます。

7行目ですが、洪水、高潮等による災害から貴重な生命・財産を守り、住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等を踏まえて河川整備を推進します。

荒川では、多様で多量の水利用が行われており、渇水時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や利水安全度の確保のため、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を安定的に確保します。

13行目でございますが、水環境の改善や多様な動植物の生息、生育、繁殖の場の確保等を図り、人と河川との豊かなふれあいの場を提供するなど、河川環境の整備と保全を推進します。

災害の発生の防止、または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持、河川環境の整備と保全という目標を達成するため、地域住民や関係機関と連携を図りながら、平常時や洪水時の河川の状況に応じ、適切に維持管理を実施します。

19行目ですけれども、気候変動に伴う洪水形態の変化等により、渇水・洪水、高潮、水質悪化等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

1枚おめくりください。

4ページは洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止、または軽減に関する目標を示しております。

3行目でございますが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保等を両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

6行目からは、洪水について記述しております。荒川の重要性を考慮して、河川整備計画の目標流量を基準地点岩淵において、戦後最大洪水である昭和22年9月のカスリーン台風による洪水と同規模とし、洪水による災害の発生の防止を図ります。

9行目からは、高潮について記述しております。荒川河口から堀切橋下流端までの区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾に最も被害をもたらすコースを進んだ場合に発生すると想定される高潮による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

11行目からは、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合についてを記述をしております。自助・共助・公助の元、関係機関と連携し、住民等との生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。

また、荒川下流部においては河川の堤防が決壊すれば、十分な避難時間が確保できないままにゼロメートル地帯等の低平地が浸水する事態となるなど、甚大な人的被害が発生する可能性が特に高いことから、計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて超過洪水対策を実施し、壊滅的な被害の回避を図ります。

16行目からは、地震、津波について記述しております。河川構造物の耐震性の確保、

情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止又軽減を図ります。

1 枚おめくりください。

5 ページの上側は河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標をお示ししております。

3 行目になりますが、寄居地点においてかんがい期は概ね23トン、非かんがい期は概ね9トン、秋ヶ瀬取水堰下流地点では年間を通して概ね5トンを流水の正常な機能を維持するための必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保します。

その下側は、河川環境の整備と保全に関する目標をお示ししております。

7 行目になりますが、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

9 行目は、水質について記述しております。地域住民や関係機関と連携を図り、その保全・改善に努めます。

10 行目は、自然環境の保全と再生について記述しております。荒川が在来有している砂礫河原、瀬と淵、ヨシ原、干潟等の保全・再生に努めます。

11 行目からは、エコロジカル・ネットワークについて記述しております。河川の連続性の確保を図り、荒川の広大な河川空間を骨格として、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成を推進します。

13 行目からは、人と河川との豊かなふれあいについて記述しております。沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが親しみやすい河川空間の形成を推進します。

15 行目は、ダム貯水池における環境について記述をしております。ダム貯水池においては富栄養化の防止、冷濁水の放流による下流の環境への影響の緩和に努めます。

16 行目は、ダム貯水池の湖面利用について記述をしております。地域住民や関係地方公共団体と連携して安全で秩序ある湖面利用に努めます。

18 行目は、景観について記述をしております。歴史・文化・人との関わりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努めます。

1 枚おめくりください。

6 ページからは、河川の整備の実施に関する事項をお示ししております。

6 ページは、河川工事についてお示ししております。

4行目を御覧ください。河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮又は津波による災害に対する安全性の向上を図ります。

地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

7行目からは、洪水・津波・高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項について、7つに大別した対策をお示ししております。

1つ目の洪水を安全に流下させるための対策については、5つに分類してお示しております。

1つ目は、堤防の整備です。

2つ目は、河道掘削でございます。

3つ目は、橋梁の架替でございます。

4つ目は、橋梁部周辺の高さ確保でございます。橋梁により、局所的に堤防が低く越水の恐れがある区間については、暫定的な対策として盛土等により高さを確保し、越水を防止します。

5つ目は、洪水調節容量の確保です。中流部において、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているところですが、より効果的にピーク流量を低減させるため、調節池の整備を行い、洪水調節容量を確保します。

1枚おめくりください。7ページを御覧ください。

7つに大別した2つ目は、浸透対策でございます。

3つ目は高潮対策でございます。

4つ目は、超過洪水対策でございます。

13行目でございますが、荒川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について、高規格堤防の整備を行います。

なお、高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ、順次事業を実施します。

5つ目は、地震・津波遡上対策です。

耐震性能の照査結果に基づき、必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。

さらに、人口・資産が集中するゼロメートル地帯を抱える堤防においては、その重要性

に鑑み、大規模地震に対して堤防の沈下を抑制するよう、対策を実施します。

津波が遡上する区間では、水門・樋門・樋管、堰等の遠隔操作化や自動化等を進めます。

1枚おめくりください。8ページを御覧ください。

6つ目は内水対策でございます。

7つ目は危機管理対策でございます。被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、整備を行います。

排水機場等については、洪水時等に周辺地域が浸水した場合でも継続的に機能が確保されるよう、排水機場等の耐水化等を進めます。

18行目でございますが、大規模地震等の発生において、緊急用物資の輸送や、被災した河川管理施設の復旧工事等を円滑に行うため、緊急用河川敷道路、災害時の緊急輸送路等主要道へ接続する坂路、緊急用船着場の整備、航路確保のための浚渫等を行います。

1枚おめくりください。9ページを御覧ください。

上側には、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項をお示ししております。

4行目でございますが、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

6行目からは、河川環境の整備と保全に関する事項をお示ししております。

河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。

その下側に、三つに大別した対策をお示ししております。

1つ目は、水質改善対策でございます。

2つ目は、自然環境の保全と再生でございます。中上流部の砂礫河原では、出水による攪乱を期待するだけでなく、人為的な対策を行い砂礫河原固有の動植物が生息・生育・繁殖できる環境を保全・再生します。

中下流部については、乾燥化してしまった高水敷を掘削する等、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる湿地環境を保全・再生します。

20行目でございますが、動植物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め、流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークの形

成を推進します。

3つ目は、人と河川との豊かなふれあいの確保でございます。河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施します。

沿川地方公共団体が立案する地域計画等と整合を図り、高齢者をはじめとして誰もが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮した河川整備を推進します。

1枚おめくりください。10ページからは、河川の維持についてお示しております。

4行目を御覧ください。河川維持管理に当たっては荒川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」に基づき計画的な維持管理を継続的に行います。

地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

7行目からは、洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項を9つに大別してお示しております。

1つ目は、堤防の維持管理でございます。

2つ目は、河道の維持管理でございます。3つ目は、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理でございます。

17行目からは、水門等の河川管理施設の機能の維持について記述しております。

21行目からは、雨量観測所、水位観測所等の施設について記述をしております。

24行目でございますが、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう適切に維持管理を実施します。

1枚おめくりください。11ページを御覧ください。

4つ目は、多目的ダム等の維持管理でございます。

多目的ダム等については、洪水等の際、必要な機能が発揮されるよう適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図ります。

また、8行目になりますけれども、堆砂状況を把握するとともに、貯水池機能の低下を防ぐため堆砂土砂の掘削や貯砂ダムの設置など適切な対策を検討し、実施します。

5つ目は、関連施設の維持管理でございます。

防災・広報施設については、流域内外の施設や自治体等関係機関との連携を積極的に図り、さまざまな流域情報の市民への提供、交流、学習、教育等の支援を進めます。

6つ目は、許可工作物の機能の維持です。

許可工作物は施設管理者と合同で定期的に履行状況の確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。

7つ目は、不法行為に対する監督・指導でございます。河川敷地において、流水の疎通に支障の恐れがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して、適正な監督・指導を行います。

1枚おめくりください。12ページを御覧ください。

8つ目は、河川等における基礎的な調査・研究でございます。

河川を総合的に管理していくため、流域内の各種データを収集します。水利特性等に関する調査・研究を推進し、その結果を具体的な工事や維持管理に活用します。

9つ目は、地域における防災力の向上でございます。

堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要があります。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との連携を一層図ります。

13行目からは、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項についてお示ししております。

河川水の利用については、日ごろから関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、水質を監視するとともに、荒川ダム群の統合運用を行い、利根川等と連携を図りつつ、広域的に低水管理を実施します。

渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者とで構成する荒川水系渇水調整協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて水利使用の調整に関して斡旋又は調停を行います。

1枚おめくりください。13ページからは、河川環境の整備と保全に関する事項をお示ししております。

4行目を御覧ください。河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

5行目からは、河川環境の整備と保全を8つに大別してお示しをしております。

1つ目は水質の保全でございます。

良好な水質を維持するため、水質の環境を把握するとともに、水生生物調査や新たな指標による水質の評価等を実施し、さらなる水質改善に向けた取り組みを行います。

2つ目は、自然環境の保全でございます。

良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施します。

外来生物への対応については、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施します。

3つ目は、河川空間の適正な利用でございます。

荒川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施します。

4つ目は、水面の適正な利用でございます。荒川では水面利用が盛んなことから、地域の歴史・文化、河川環境を考慮しながら、安全で秩序ある河川周辺や水面の利用を図ります。

1枚おめくりください。14ページを御覧ください。

5つ目は、景観の保全でございます。

荒川の自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り、保全・継承に努めます。

6つ目は、環境教育の推進でございます。

13行目でございますが、河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。

7つ目は、不法投棄対策でございます。

18行目でございますが、地域住民、河川協力団体やNPO及び警察等と連携・協働した河川管理を実施することで、ごみの不法投棄対策に取り組みます。

8つ目は、不法係留船対策でございます。

不法係留船は河川管理上の支障となるため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対策を、関係地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進していきます。

以上で説明は終わります。

○河川調査官

それでは、引き続きまして、議事次第の4について説明をいたします。

○河川計画課長

それでは、議事次第4の当面の進め方について御説明させていただきます。資料3のA4の資料をお手元に御用意ください。

当面の進め方でございますが、本日のこの会議でお示しさせていただきました荒川河川整備計画の骨子について、関係する住民への意見募集と学識有識者の意見をお聞きします。

1つ目の四角でございますが、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を本日から4月21日までの1カ月間、行います。

2つ目の四角でございますが、荒川河川整備計画有識者会議を27日に骨子を議題として開催いたします。

以上で説明は終わります。

○河川調査官

私どもが用意した資料は以上となります。

それでは、お示しした内容につきまして何かございましたら、挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、御所属とお名前の後に御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

埼玉県さん、よろしく願いいたします。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県の県土整備部長の柳沢でございます。

2点ございます。

1点目でございますけれども、骨子案8ページでございます。上から4行目（6）内水対策のところでございます。

全国的にも恐らく同様の傾向かと思いますが、埼玉県内では近年、時間雨量50ミリを超えるような局地的な大雨が増加しております。県内の多くの市町村では、いわゆる内水

による浸水被害が毎年のように発生しておりまして、この軽減が大きな課題となっております。この点は埼玉県では市の下水道部局と連携しまして、浸水被害軽減に向けた取り組みを進めておりますが、海を持たない埼玉県では、最終的には直轄河川に排水を頼らざるを得ない状況でございます。

既に国におきまして、県管理河川が荒川に合流する箇所には排水機場を整備していただいておりますけれども、これらの増強を含め内水被害を軽減するための対策について積極的な対応をお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、11ページでございます。

上から4行目です。多目的ダム等の維持管理の項目でございます。記載してございますように、ダム湖における土砂の掘削などの対策などにつきましては、ダムの機能を維持するために不可欠でございますが、一方でダムによって上流からの土砂供給が止まったために、ダムの下流では河床の低下ですとか岩盤化が顕在化しておりまして、河川内の構造物ですとか、生き物への影響が懸念されるところであります。

このため、国及び水機構ではダム湖で掘削した土砂をダムの下流に投入して河床の維持に努めていただいておりますけれども、今後も河川整備計画への位置付けも含めて、積極的な取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

以上、2点でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、東京都さん、お願いいたします。

○東京都建設局河川部長

東京都の建設局の河川部長の中島でございます。本日、都技監の横溝が所用で欠席しており、代理で出席させていただいております。

何点かお話しさせていただきます。

最初に7ページのところでございますけれども、地震津波遡上対策でございます。

御案内のとおり、東京都は、東部低地帯、いわゆるゼロメートル地帯を抱えておりまして、そこに住む都民の安全を確保するために耐震対策を急いでやる必要がございます。

東京都としましては、東日本大震災を踏まえまして、最大級の地震が来た場合でも安全

が確保できるようにということで、水門ですとか堤防の機能をしっかり守る対策を進めておりますが、国におきましても、このゼロメートル地帯は荒川の下流部にございますので、しっかりと対策を進めていただくようお願いいたします。

それから、その7ページの(4)の超過洪水対策でございます。

これも首都機能の維持ならびに都民の生命と財産を守ると、そうした観点から大変重要な対策だと思います。国におきましては、現在、高規格堤防事業を進めてもらっておりますが、今後も引き続き、上流と下流、あるいは左岸、右岸、このバランスに配慮しながら一層の整備推進を図っていただくようお願いいたします。

それから、いわゆる全般に関わる話でございますが、3ページのところの目標に関する事項ということで、一番下に、19行目あたりから気候変動の話を書いておりますけれども、気候変動に伴いまして水害のリスクが高まっており、それに向けて総合的・計画的に適応する施策を検討しますという記述でございますけれども、国におきましては現在、想定最大外力等の検討もされて、新たなステージに対応した防災・減災対策、これを進めていくということになっておろうかと思っておりますので、整備計画におきましても可能な限り、その中身につきまして反映させていただくようお願いいたします。

また、あわせて、その他につきましても、かなり具体的に記述されておりますが、概ね30年間の整備メニューにつきまして、可能な限り具体的に盛り込んでいただくようお願いいたします。

最後に、合意形成の話でございますが、パブリックコメント等も始まるということで、本日もこうした都県会議を開いていただいておりますけれども、今後も引き続き丁寧な合意形成を図っていただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、いただきました御発言に関しまして、整備局から発言させていただきたいと思っております。

まず、整備計画の内容に関しまして、内水対策、それから河川管理施設についての耐震対策、それから気候変動による影響等々の御発言をいただきました。

内容に関しましては、さまざまな御発言をいただいておりますので、御発言も踏まえつ

つ、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、当面の進め方でお示ししましたけれども、今後、学識経験者の方々、それから関係する住民の皆様方から意見をいただくことにしております。

整備計画の検討にあたりましては、今後とも都県の皆様と相互の立場を理解しつつ、検討内容について認識を深めていくこととしたいと考えておりまして、引き続きお願い申し上げたいと思います。

それから、本日、さまざまな形で貴重な御見解をいただきまして、ありがとうございました。さらにあるようでしたら、改めて書面等でいただければ幸いです。

ひとまず、整備局のほうからは以上でございますけれども、そのほかに何かありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

よろしいでしょうか。

6. 閉会

○河川調査官

それでは、これもちまして、第2回の荒川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —

荒川河川整備計画(骨子)に対する意見

埼玉県 関係課

頁	行	意見	担当課	
13	6	”良好な水質を維持するため、…… <u>新たな指標による水質の評価等</u> ”については、情報提供をお願いしたい。	下水道管理課	
計画全体		工業用水の安定した供給を図るよう配慮いただきたい。	産業支援課	
5	3	寄居地点の正常流量設定の根拠(内訳)を示されたい。	農村整備課	
6	4	河川の整備に当たっては、堤防の大規模化等によって揚水機の電気代が増すなど、取水施設の維持管理に悪影響が生じないよう配慮願う。	農村整備課	
11	9	二瀬ダムの上砂撤去のため、冬期はダムへの貯留ができない状況であることから、速やかな上砂撤去を進めていただきたい。	農村整備課	
12	17	利根川等と連携をはかる広域的な低水管理とは具体的には何を指しているのかご教示願いたい。	農村整備課	
12	17	荒川ダム群の統合運用については、「荒川ダム群(県管理ダムを含む)の統合運用」とし、運用の対象を明確化していただきたい。	土地水政策課	
5	18	計画の策定に当たり、文化財の保護について御配慮いただきたいため、「計画の実施に当たっては、文化財の保護に配慮するよう努めます」などと、追加の記載をお願いしたい。	生涯学習文化財課	
14	4	「景観の保全」の箇所に、「景観・文化財の保全」と、「文化財」について記載をお願いしたい。	生涯学習文化財課	
14	5	「歴史的な施設」の後に「及び文化財」と、「文化財」について記載をお願いしたい。	生涯学習文化財課	
9	15	人為的な対策を明記し、実施にあたっては河川漁協との調整を充分図っていただきたい	生産振興課	
12	14,15	水利権に関し、水利の実態に合わせた見直しとあるが、具体的にはどのようなことか。	水道企画課	
8	4~7	浸水被害が発生する地区における内水排除に関して、本川のみならず荒川水系の支川も含め放流量や下水道と河川施設の一体的な運用などについて、柔軟な対応が促進するよう配慮いただきたい。 また、荒川水系の知事管理河川における、内水排除に関して柔軟な対応を促進し浸水被害の軽減が図られるよう、配慮いただきたい。	都市計画課	

荒川河川整備計画(骨子)に対する意見

埼玉県 関係市町村

頁	行	意見	市町村
4	3	当町は、荒川が氾濫した場合の浸水想定区域となっているため、洪水ハザードマップを備え住民には周知しておりますが、荒川河川整備計画を策定するうえで、当町の洪水ハザードマップ等も活用していただき、防災面においてより強靱な河川整備に配慮していただきたい。	宮代町
4	13	災害の発生または、軽減に関する目標において、荒川上流部についても重点的な施策の項目をたてていただきたい。	東松山市
10	6	「地球温暖化に伴う気候変動の影響」が小項目に関連項目が見当たらない。	東松山市
6	15~17	「3.河川の整備の実施に関する事項」の中で「4)橋梁部周辺の高さ確保」を位置付けていただき感謝申し上げます。 当市では、大字上内間木地内のJR武蔵野線の橋梁部の周辺において堤防が低くなっている箇所があり、越水の可能性が懸念されており、地域住民からも堤防の低い部分の嵩上げの要望があります。 当該地域は、荒川と新河岸川に挟まっている低地ですが、一般国道254号和光富士見バイパスの第一期整備区間では暫定2車線で供用開始され、第二期整備を埼玉県が進めているところで、埼玉県と東京外かく環状道路などの幹線道路と連結する重要な幹線道路が配される地域です。 また、当該地域では、現在でも台風、集中豪雨時には道路冠水や建物への浸水被害が発生している状況があり、同時に荒川の水位が上昇し越水した場合、甚大な被害が想定されます。 このようなことから、荒川河川整備計画を策定していただき、早急な改善対策をお願いするものです。	朝霞市
9	15-16	上中流部において河床及び河原の砂礫減少が問題となっていることから、この対応についても骨子に盛り込まれたい。	皆野町
6	8	荒川や入間川において進められている堤防整備により、着実に治水安全度の向上を図っていただいています。 この整備効果をさらに高めるため、入間川樋管改築の推進をお願いします。	川越市
6	11	出水時においては、内水を安全に本川に流出させることが堤内地(本市)の浸水被害防止や軽減に寄与します。 本川に流出する河川の整備を図ってまいりますので、入間川及び小畔川の河道掘削の推進をお願いします。	川越市
6	13	荒川に架かるJR川越線橋梁では低い桁や橋脚による流下阻害が懸念されています。 洪水の安全な流下機能を確保するため、橋梁架替の推進をお願いします。	川越市
6	15	荒川に架かるJR川越線橋梁橋台部(右岸)の堤防は低く、出水による浸水被害が懸念されています。 出水による越水を防止するため、盛土等による安全な堤防高の確保をお願いします。	川越市
6	3	越谷市は中川・綾瀬川流域に位置しておりますが、荒川の浸水想定区域図が示すとおり、地域の多くに浸水が想定されます。 そこで、河川整備計画にあるように、洪水の発生防止又は軽減に関して河川整備の促進を要望いたします。	越谷市
9	14	(2)自然環境の保全と再生については、ダム影響下の河川については、埼玉県の管理区間であっても国が積極的に協力して、河川環境の保全と再生が出来る整備計画になるようにご配慮をしていただきたい。	秩父市
11	7	保全の観点からのり面については、ダム建設時に整備し市町村等へ譲渡されたダム周辺及びダム上流部のり面施設についても、規模が大きく、劣化が進み市町村では維持管理が難しいため、国が補修・改修出来る整備計画になるようにご配慮をしていただきたい。	秩父市
2	5~8	気候変動による水位の上昇等の懸念とあるが何cmの上昇と想定されるか。	坂戸市
3	16	以下のような表現があるが、関係機関を具体的な例をあげて記載に配慮していただきたい。	坂戸市
5	5	関係機関、地域住民、関係者、流域住民、沿川地方公共団体、流域内外の施設、自治体等関係機関、市民団体、水面利用者	
14	22		
10	19	長寿命化とあるが、新技術の導入をはかる時期が来ると考えますが配慮していただきたい。	坂戸市
11	18	河川敷地内に自然発生した立木も流水の疎通に支障のおそれがあるの考慮していただきたい。	坂戸市
9	17	荒川中流域に広く分布するハンノキ林は、その葉を食す埼玉県の蝶”ミドリシジミ”や種子を食す鳥類、ハンノキ林ともに繁茂する低木やスゲ類など、多様な生物が生息する湿地環境が形成されている。このことから、河川整備を行うに際し、これら貴重な動植物が持続的に生息できる環境の維持・保全に配慮されるとともに、ビオトープやワンドといったエコロジカル・ネットワークの形成について積極的に図られたい。	鴻巣市
9	20	エコロジカル・ネットワークの形成については、河川が貴重かつ多様な動植物を育む広域的な生態系ネットワーク形成の骨格となることや、地域振興・経済活性化による魅力的な地域づくりにも資することを鑑み、関係機関との連携を強化するとともに、生態系ネットワーク形成に向けた取組を積極的に図られたい。	鴻巣市
4	13	荒川中流部においても河川より低い地域があり、決壊すれば避難時間が確保出来ない。	吉見町
6	7	洪水を安全に・・・ ダムの放流調整が必要ではないか。	吉見町

荒川河川整備計画（骨子）に関する意見

区	意見	備考
墨田区	なし	
江東区	なし	別添1参照
北区	なし	
板橋区	なし	
足立区	なし	
葛飾区	なし	
江戸川区	骨子について、異存はなし。 住民の安全・安心のため、 整備計画の早期策定を要望する。	別添2参照
東京都	なし	

(意見提出様式)

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	江東区土木部河川公園課計画調整担当		
②住所	(都道府県名)	(市区町村名)	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		現時点では、骨子に対する意見はございません。	

(意見提出様式)

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 江戸川区	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		荒川河川整備計画(骨子)については、本区として異存はありません。住民の安全・安心のため、整備計画の早期の策定を要望いたします。	